

◆ もっと知ろう、世界遺産 第5弾 鎌倉まつり講演会 ◆

「武家の古都・鎌倉」の今 ～世界文化遺産登録の最前線～



講師：
岡田保良さん

平成24年4月14日(土)、鎌倉生涯学習センターホールで鎌倉まつり講演会が行われ、世界遺産に深く関わる岡田保良さん(国士舘大学イラク古代文化研究所所長)のお話を伺いました。

以下は岡田さんの講演要旨です。

世界遺産はこうして決められる

世界遺産とは、ユネスコが条約に基づいて「世界遺産一覧表」に載せたもので、それには文化遺産、自然遺産、そして複合遺産がある。鎌倉が該当する文化遺産とは、歴史的あるいは芸術的な記念的工作物、都市や集落の建物が織りなす景観、考古遺跡など人間の営みを記した土地、などである。それらに該当する遺産の、「顕著な普遍的価値」がユネスコの世界遺産委員会で認められて遺産登録となる。委員会は21か国の委員によって構成され、2年ごとに改選される。登録に至る手順は以下の通りとなる。

- 当事国が推薦書をユネスコに提出
- ユネスコから候補遺産の審査がイコモスに委託される
- イコモスは審査結果を委員会に勧告
- 委員会はそれに拠って、「登録」「不登録」のほか「情報照会」そして「登録延期」の決定を下す。

「情報照会」とは情報が少し足りないと判断されたもの、「登録延期」とされた場合は、改めて推薦書を提出しなければ審査されない。昨年登録された平泉がその例である。

鎌倉の場合はすでに本年1月に推薦書を提出、イコモスの審査と来年の世界遺産委員会の決定を待つばかりである。

鎌倉の推薦書提出までの流れ

1992年、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」として、暫定一覧表に記載されたが、推薦書提出へ向けての動きが盛り上がってきたのは、2007年に4県市合同の推進会議が設置されたところからである。鎌倉には武家政権に関わる資産が数多く点在しているという捉え方に加え、特に2009年から4度の国際会議が持たれる中で、文化財と山稜部との一体性が強いという見解、すなわち点から面へという見方に発展し、鎌倉の文化遺産の価値を以下のように捉えて、2012年、「武家の古都・鎌倉」として推薦書が提出された。鎌倉の「顕著な普遍的価値」とは、そこが貴族政権から武家政権へという大変革をもたらした場所であり、後背の山稜地と一体となった寺社などが、総体として武家文化を生み出した

ことを示す証拠となること、である。

「武家の古都・鎌倉」はこうして守られる

遺産登録とは文化財の保存が将来にわたって担保されることを世界に向けて約束し宣言することであり、当事国はその責任を負うことになる。鎌倉の文化財は法律的には文化財保護法だけではなく、主として山稜部が対象になる古都保存法に拠っても保護されることになる。それは世界遺産を構成資産と緩衝地帯の総体とする捉え方に即している。古都保存法の適用は従来の文化財の保護にない画期的な点である。

さらに世界遺産の保存には「包括的保存管理計画」が要請される。複数の文化財や史跡などを包括した総合的な保存対策で、例えば交通渋滞などの影響や増加が予測される観光客対策などである。文化財の保存対策は、条約に基づいて5年か6年に一度ユネスコに報告する義務があり、将来に亘って目標が達成されているか、検証されることになる。

世界遺産条約40周年、日本加盟20周年を迎えて

本年現在、文化遺産725、自然遺産183、複合遺産28に及び、様々な問題も生じてきている。今回の鎌倉・富士山に続いて、長崎の教会群や九州・山口の近代化産業遺跡群など、日本の暫定一覧表には多数の候補が並んでいるが、世界にも多くの候補資産がある。しかし審査が厳しい割には審査の過程が不透明、先進国とアジア・アフリカ諸国と落差が埋まらない、誰にでも理解できるものが少なくなって、価値の説明づけが難しくなった、などの問題がある。また厳密な審査を経てのイコモスの勧告が、委員会で情緒的な雰囲気によって覆されることがあり、そのために登録遺産の価値があいまいになってしまうことや資金不足であることなど、多くの課題がある。

本年11月、外務省がユネスコの主要な人材などを招聘して、将来の世界遺産の課題を考え、日本から世界に向けて宣言を発信する予定となっている。価値基準の問題を含めて新たな方向性を出せるか、皆さんの関心を期待し、支援もお願いしたい。

当日は、恒例となった「世界遺産登録に向けての中学生作文コンクール」最優秀作品の朗読(ビデオ出演)や、県立鎌倉高校の「かまくら学」研究成果発表、鎌倉市文化財課の福田誠さんによる史跡永福寺跡の調査と整備についての報告もありました。